

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、平成30年 5 月23日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、「平成30年 5 月23日までの〇〇の公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下『公選法』という。）違反に対する本人の発言・説明に関する全ての文書（県警本部の資料は全て除く。）（以下『本件請求文書』という。）及び〇〇が『市民病院と県庁間』、『県警本部庁舎と、本庁舎の間』の職員の斜め横断に関する全ての記録文書（以下『別件請求文書』という。）」の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求文書について、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成30年 6 月11日付けで審査請求人に通知した。

なお、別件請求文書については、不存在を理由とする行政文書不開示決定を行い、平成30年 5 月30日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成30年 6 月18日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第 2 条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

〇〇に在しながら、後援会及び候補者用看板の〇〇をされながら、一切広島県が事情聴取しない訳はない。また〇〇は県民に対する説明責任を有す。これを意図的に秘書課や知事部局が隠滅。疑義なしとしない証拠はない。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

〇〇の選挙に関する事務は、行政委員会である選挙管理委員会が所管している。
(公選法第5条)

確かに、以前「〇〇連絡事務所」選挙用看板の有効期限切れの有無について県民から質問があったことは総務課においても確認している。しかし、当該質問内容については、所管が選挙管理委員会であるため、知事部局では把握しておらず、回答できるものではない。

したがって、相手方には、所管する部署は選挙管理委員会である事実を回答しており、その後については、総務課や秘書課において特段の対応はしていないため、〇〇本人の発言や説明に関する文書は存在しない。

以上のことから、本件請求文書は存在しないため、本件処分は妥当である。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、〇〇選挙に係る〇〇の公選法違反について、本人の事情聴取記録等、当該違反に関する本人の発言又は説明に係る内容が記載された行政文書の開示を求めるものと解される。

実施機関は、〇〇の選挙に関する事務は選挙管理委員会が所管しており、実施機関において特段の対応はしていないため、〇〇本人の発言や説明に関する文書を保有していないとして本件処分を行った。以下、その存否について検討する。

2 本件処分の妥当性について

公選法第5条では、〇〇の選挙に関する事務は都道府県の選挙管理委員会が管理する旨、同法第7条では、検察官、都道府県公安委員会の委員及び警察官は、選挙の取締に関する規定を公正に執行しなければならない旨を規定しており、これらの規定から、〇〇選挙に関する事務は広島県選挙管理委員会が管理し、公選法違反の選挙の取締については、警察等の機関がその執行権限を有するものと認められる。

また、看板等の文書図画に係る公選法違反に関しては、公選法第147条に、都道府県選挙管理委員会は文書図画の撤去命令を行うことができる旨規定されており、違反物件の撤去命令については選挙管理委員会がその執行権限を有するものと認められる。

そうすると、実施機関において〇〇選挙に関する事務を管理していないこと、実施機関が公選法違反に係る取締の権限を有していないこと、看板等の撤去命令については選挙管理委員会がその執行権限を有するものであることを踏まえると、〇〇本人の事情聴取等、実施機関が公選法違反に係る何らかの対応を行っているとは考えにくく、実施機関が本件請求文書を保有していないとしても、特段、不自然又は不合理な点があるとは認められない。

なお、当審査会において、実施機関における所掌事務が記載された広島県行政組織規則（昭和39年広島県規則第18号）を見分したところ、実施機関において公選法による選挙に関する事務を所掌する課等はなく、当該事務は広島県選挙管理委員会事務局処務細則（昭和36年広島県選挙管理委員会訓令第1号）第1条により広島県選挙管理委員会が分掌する事務とされていることを確認した。

以上のことから、実施機関が、本件請求文書は存在しないとして、不存在を理由とする本件処分を行ったことは妥当である。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
30. 8. 28	・ 諮問を受けた。
30. 10. 31 (平成30年度第7回)	・ 諮問の審議を行った。
30. 11. 30 (平成30年度第8回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

太 田 育 子	広島市立大学教授
長 井 紳一郎 （ 部 会 長 ）	弁護士
山 田 明 美	広島修道大学准教授